

令和 7 年度 予算審査特別委員会会議録（第 4 号）

令和 7 年 3 月 12 日（水曜日）
安平町議会議場（総合庁舎）

1 付託事件

№	件 名
1	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 13 号 令和 7 年度安平町一般会計予算について
2	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 14 号 令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
3	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 15 号 令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
4	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 16 号 令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
5	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 17 号 令和 7 年度安平町水道事業会計予算について
6	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 18 号 令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について

2 出席委員（9 名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委 員 長	米 川 恵美子	副委員長	高 山 正 人
委 員	工 藤 秀 一	委 員	小笠原 直 治
委 員	鳥 越 真由美	委 員	三 浦 恵美子
委 員	箱 崎 英 輔	委 員	内 藤 圭 子
委 員	梅 森 敬 仁		

3 欠席委員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委 員	田 村 興 文		

4 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	及 川 秀一郎	副 町 長	田 中 一 省
総 務 課 長	岡 康 弘	総 務 課 参 事	池 田 恵 司
政策推進課長	渡 邊 匡 人	政策推進課参事	山 口 崇
税務住民課長	奥 田 浩 司	税務住民課参事	佐々木 智 紀
産業振興課長	森 池 和 哉	建 設 課 長	塩 谷 慎 嗣
建 設 課 参 事	伊 藤 富美雄	健康福祉課長	阿 部 充 幸
健康福祉課参事	小坂橋 憲 仁	水 道 課 長	佐々木 貴 之
水道課参事	谷 村 英 俊	総合支所長	村 上 純 一

(2) 教育委員会事務部局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教 育 長	井 内 聖	教 育 次 長	永 桶 憲 義
教育委員会参事	佐々木 英 生		

(3) 監査委員

職 名	氏 名
代表監査委員	小 川 誠 一

6 議会事務局出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	木 林 一 雄	課 長 補 佐	石 塚 一 哉

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前 10 時 00 分〕

◎ 再開・開議宣告

○委員長（米川恵美子君） 皆様おはようございます。昨日に引き続き予算審査特別委員会を再開します。只今の出席委員数は 9 名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎ 令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 14 号

○委員長（米川恵美子君） それでは本委員会に付託された議案第 14 号、**令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について**を議題といたします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 14 号朗読

議案第 14 号

令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和7年度 安平町国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ879,046千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。令和7年度国民健康保険事業特別会計予算については、平成30年度からの北海道広域化により保険給付費は北海道からの交付金で賄われ、国民健康保険事業費納付金は国保税及び保険基盤安定負担金などの一般会計繰入金を財源に北海道へ納めることで安定した事業運営となっております。令和7年度は前年度比0.5%の増額予算となっております。

それでは歳出の主な内容についてご説明いたします。予算書18ページをお開きください。

19ページにわたる1款総務費1項1目一般管理費(1)国保運営経費は事務経費や電算処理業務委託料が主なものとなります。2目連合会負担金は説明欄記載のとおりとなります。20ページにわたる2項1目賦課徴収費(1)賦課徴収事務経費は保険税徴収にかかる事務経費として説明欄記載のとおりです。21ページにわたる3項1目運営協議会費は委員9名分の計上となります。

22ページ、2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費から3目審査支払手数料までは医療費の給付に関する予算計上となり、令和3年度から令和5年度の過去3か年の実績を基に算出しております。23ページ、2項1目一般被保険者高額療養費は過去3か年の実績により増額。2目一般被保険者

等高額介護合算療養費は前年同額となります。24ページにわたる3項移送費は前年同様科目設定。4項1目出産育児一時金については3件分として計上。25ページにわたる5項1目葬祭費については11件分として計上。

26ページから27ページにわたる3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分及び2項後期高齢者支援金等分並びに3項介護納付金分までの項目は総額2億5828万6000円を北海道へ納付するための科目で、被保険者の減少により減額となります。納付額については北海道全市町村の医療費推計に基づき北海道から安平町に提示されたものとなっております。

28ページ、4款同事業拠出金は前年同額となります。

29ページ、5款財政安定化基金拠出金は前年同額となります。

30ページ、6款保健事業費は市町村が実施する医療費削減対策の予算として計上しておりますが、1項1目12節委託料は脳ドック業務を40件分、動脈硬化予防健診業務を15件分として計上しております。10節需用費及び31ページにわたる11節役務費はレセプト点検等の適正化対策の経費として計上しております。31ページにわたる32ページにわたる2目特定健康診査等事業費は、受診率向上に向けて事業を行っているところですが、令和7年度においても引続き国保連合会との同事業でAIを活用した受診勧奨業務を実施する予定であります。

33ページ、7款諸支出金1項の各目は過年度還付金及び償還金として計上しております。34ページ、2項1目一般会計繰出金は一般会計で実施するインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の国保被保険者分として繰出すものとなります。

35ページ、8款予備費は前年同額で計上。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、1節から7ページに渡る3節までは一般被保険者の現年課税分として続く4節、5節、8ページの6節は一般被保険者の滞納繰越分として計上しております。2目退職者被保険者等国民健康保険税の1節から9ページにわたる3節までは滞納繰越分の計上で科目設定となります。国民健康保険税につきましては被保険者の所得増加により増額となっており、総額で1億9275万円、前年度比1.43%の増額となりますが、保険基盤安定負担金の一般会計繰入金と合わせ北海道から示された納付金を納入できる予算となっております。

続いて10ページ、2款道支出金1項1目保険給付費等交付金1節の普通交付金は、医療給付費分として歳出2款保険給付費と同額で計上。2節の特別交付金は医療費削減対策等の経費として交付されるもので、保険者努力支援分、特別調整交付金は前年同額として計上。道繰入金は財源調整のため減額。特定健康診査等負担金は受診勧奨対策業務実施のため増額となっております。2項1目財政安定化基金交付金は科目設定。

11ページ、3款繰入金1項1目一般会計繰入金は1節保険基盤安定繰入金

保険税軽減分及び2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は保険税の軽減補填分として国・道から一般会計に交付を受けた額に町負担分4分の1を加算した額を繰入れており、過去3か年の推計を基に算定しております。3節未就学児均等割保険税繰入金から12ページにわたる7節その他一般会計繰入金までは説明欄記載の通りとなります。

13ページ、4款繰越金は科目設定。

14ページから15ページ、5款諸収入は各目において前年同額での計上となります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

- 委員長（米川恵美子君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。
本会計は歳出からページごとに質疑を行います。歳出 18 ページをお開きください。18、19 ページで質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 三浦委員。
○7番（三浦恵美子君） 19 ページの2目連合会負担金のところの医療系端末等購入負担金とガバメントクラウド構築等費用負担金。こちら内容がよく飲み込めないものですから詳細をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 医療系の端末購入負担金なのですが、こちらは国保連合会とのやりとりで使うシステムだったり、医療費分析にかかるシステム更新となります。

あとガバメントクラウド構築等費用の負担金ですが、こちらについては今現在国の方でガバメントクラウドというのを進めているものがあるのですが、これは政府共通のクラウド基盤というものでコストの削減、業務の効率化、セキュリティの向上を目的として国が設置を推進しているものです。これまでデータの管理は自治体ごとに独自のシステムを構築して運用していたためデータの共有化が難しく、業務の非効率性が問題となっていた課題があったため、統一した基板上で自治体等が円滑にデータを共有・活用できるようになるということを国が目的として推進しているものです。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 医療系の方は了解しました。ガバメントクラウドの方ですが、クラウドが統一化されて効率化されたということでおっしゃっていただいたのですが、そこら辺、情報管理の関係はどのようになっているか。クラウド化なのですが、その辺のところお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは国が進めている部分ではあるので、クラウドがまだ実際に運用されて自治体間で情報が共有化している部分にはなっていないのです。これから政府が進めていって全国各市町村でその基盤を整備していくとなっていて、マイナンバーカードとかと最終的には連動して国の方でデータを一括管理してやっていくものになります。例えば医療の部分でいくと医療DX令和ビジョン 2030 というものがありまして、それは国民の更なる健康増進や切れ目なく質の高い医療と業務の効率化だったり医療情報の二次利用を目指してパーソナルヘルスレコードという自分の健康情報を電子的に記録する基盤の整備を目指していることです。現在、情報として上がってきているものでは電子カルテだったり電子処方箋というものがあって、電子カルテにおいては情報が一元化されるので患者情報だったり診療情報、検査結果などをガバメントクラウドで管理して複数の医療機関で情報が共有されるといったことは目指しているみたいです。あとは電子処方箋においても薬局で待ち時間の短縮だったり重複投薬、薬剤相互の作用のリスク低下みたいなことも国の方では考えているようです。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） ある意味、情報も一元化されてしまうと危ない部分、個人情報を含めてあるということも踏まえた上でいろいろ押さえて進めていただけたらと思うのですが。マイナ保険証の部分はこれまで処方の間違いがあったり短期保険証の確認ができなかったとか、保険証の資格確認もできなかったとかそういうこともありますので。国が進めていらっしゃる事なので従うしかないと思うのですが、そこら辺含め動向をしっかりと見ていただいてやっていただけると、対策もいろいろ考えていただけるとありがたいのですが、そこら辺のところはどうすか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） セキュリティの方はもちろん国の方でも対策は取っているという部分は情報として来ていますので、そこをこちら側もちゃんと理解した上で進めていきたいと考えています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10 番（高山正人君） わからないので今のところで伺いたいのですが。ガバメントクラウド構築ということと北海道クラウド運用負担金とどう違うのか。

それからその下にある国保情報集約システム運用負担金って、結果的に何かいろいろ項目的に分けられているのですが、何かこれから先まとめていくのか、全部別々で流れて行く要素があるのか。

それと医療系の端末ということで、どこに置かれて何台とかも教えてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず医療系端末ですが、この後また保健事業でも出てくる医療系端末購入とあるのですが、国保担当の事務室に1台と保健師の医療の方で担当している分で1台です。

あと北海道クラウドというのは、これも平成 30 年に国保が都道府県化された時に北海道で国民健康保険被保険者の情報を一元管理するということをしなければならなかったもので、そこでクラウドを設置して北海道が北海道民の医療情報を一元管理しています。医療情報集約システム運用負担金というのは、その部分に関する運用負担金となっています。

このガバメントクラウドですが、最終的には国が作ったガバメントクラウドにこの北海道クラウドも接続をして、国が最終的には一元管理していく部分になっているのではないかと思います。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9 番（内藤圭子君） 私も今のガバメントクラウドのところでお聞きしたいのですが、これって各町が特徴的な施策を持ってやっていることとかの平準化になるのではないかって危惧したのですが、そういったところはどうなので

すか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 情報については今後国のクラウドがどんな形で進めていくのかという部分がありますので、その推移を見ながら国保では対応していきたいと思っていますし、あとクラウドは行政情報全てが今後そこと接続していくことになるので国保だけでなく介護もそうですし、医療系でいくとそういった部分を統一した中で医療費を削減していく介護の給付費を削減していく。そして健康についてはそういった部分の分析をして効果的なポピュレーションアプローチだったりハイリスクアプローチをしていくという流れになるのではないかと思います。

あとは行政機関さまざまな情報があるので、そこは着々と進んでいっている感じだと思います。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。まずは入り口のところから、クラウドというものとはどういうものなのかと。今2つ3つある部分とガバメントクラウドはどうなのかがあります。自治体クラウド、北海道クラウドと呼ばれているものは特定の自治体、北海道であれば北海道全域市町村。管理者は特定の自治体、それぞれの自治体と北海道で行っているのがまず1つありまして。ガバメントクラウドというのが全国の自治体で、これの管理者は政府という形になります。

この範囲ですが自治体クラウド、先ほど言った北海道クラウド等については近い地域の自治体。ですから北海道。規模はこれは全国から見ると北海道であっても小規模という形になります。ガバメントクラウドは範囲は日本にある自治体、ですから全てと。規模は大規模となります。

セキュリティとコンプライアンスについては自治体クラウドというのはセキュリティは特定の自治体の条例や規模にしたがって設計をするもの。ですから条例でうちにはある情報管理という部分で管理されていると。コンプライアンスは特定の自治体の条例や規則に従って設計される形になります。

ところでガバメントクラウドはどうなのかということですので、政府情報システムに合わせたセキュリティの評価制度がある形で、これがよく政府の中のマイナンバーカードとかセキュリティと言っている部分に該当すると。これはコンプライアンスとはどういうことなのかというと、国際的なコンプ

ライアンスが基準となって運用されているところですので、まずはこの入り口が今言ったとおり北海道クラウド、ガバメントクラウド等はどうなのかと。ただ、国の方はマイナンバーカードがありまして、皆さんも医療機関に行った時にマイナンバーカードでやる時に全ての医療機関に同意しますかという部分があります。セキュリティは何なのかと言ったら顔認証なのか暗証番号なのかという選択ができると。こういう形でセキュリティと先ほど言った一元化をしていくところにつながっています。以上、補足します。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 私これだけ確認したいのですが、北海道クラウドというのは道が広域化になったことで国保税をやりとりするためのクラウドなのかなと思ったのですが、もしそうだったら、これからできるガバメントクラウドとはすごく大きな違いがあるのではないかと思ったのですが、いかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらのクラウドは資格管理で道と情報連携している部分です。国保税については、今のところ安平町で賦課して徴収して納付金を納めるという流れになっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 20、21 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 21 ページのところの 22 からわたるのですが運営協議会運営経費の部分の、こちら国民健康保険運営協議会の委員さんの部分で委員会を開かれていると思うのですが、昨年度来も確認させていただいたのですが、今回の予算編成前の会議ではどのような審議が行われたか、概要をもし良ければお知らせください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは令和 7 年 2 月 26 日に運営協議会を開催させていただきまして。内容については予算の概要について説明しました。大きな制度変更が無かったり税率の変更が無かったということで予算案については特段異論はありませんと回答をいただいています。

今後の保険料の統一についての内容とかスケジュール感をご説明させていただきます。

あと特定健診の結果とか概要についてもご説明させていただいて、共通の認識を持っていただいている状況です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 特定健診の説明や保険税の関係もご説明いただいたかと思うのですが、今後大きな国保税も山場を迎えるに当たって委員さんから特段ご意見が無かったのでしょうか。そこら辺、ここ説明受けましたわかりましたで終わったのかどうか、そこら辺お願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） もしかしたらこの後、保険税の部分でご質問があるかもしれないですが、この時の保険税の統一については北海道で加入者負担の公平化を図るため令和 12 年度を目途に保険税の統一を目指していると。各市町村において課税方式が違っている部分がありますので、その課税方式を令和 8 年度に統一するということを道は予定しているということを説明しています。現在、安平町は賦課方式が所得割・均等割・平等割・資産割という 4 方式になっているので、そこか資産割を除いた所得割・均等割・平等割の 3 方式に変えていかなければならないということを説明しています。ただ、その資産割額を除いた部分が減収となって保険税が上がってしまう可能性もあるので、その減収部分については支払基金準備金 2 億 6113 万 3191 円を充てて 12 年度まではまずは保険料が上がらないようにしたいということで説明をさせていただいています。

今後のスケジュールについては、今年の 9 月頃を目途に運営推進会議の方でその部分の詳しいシミュレーションを説明させていただいて、そこで審議していただこうと思っています。その後、10 月・11 月ぐらいに議会の全員協議会で再度説明した後、12 月の定例会で議会の提出を予定しています。

- 委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。
○7番（三浦恵美子君） もう一つ、特定健診について。
○委員長（米川恵美子君） 答弁漏れ。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 特定健診については健診の結果をいろいろ説明させていただいていたのですが、ちょうど委員さんの中にも指導を受けている方もいらっしゃるって、すごくいい指導をしていただいているという話も伺っています。

- 委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（米川恵美子君） 22、23 ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 三浦委員。
○7番（三浦恵美子君） 23 ページの2項高額療養費の一般被保険者高額療養費の部分なのですが。増額で予算計上されているのですが近年どのような傾向、やっぱり高額な医療費がかかる方が増えてらっしゃるのか、その辺お願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 国保データベースの方で医療費分析しています。被保険者の健康課題で医療費適正化を分析している部分があります。その整理した健康課題の内訳として医療費が月 30 万円以上の高額になるレセプトの上位には筋・骨格だったり脊柱管の疾患、がん、虚血性心疾患、脳梗塞、腎不全が入っているという部分で分析しています。これらの重症化した生活習慣病に至った対象者については高血圧症・糖尿病・脂質異常症といった基礎疾患を有している方が多く見られるため生活習慣病の重症化予防対策の部分、今後は介護予防だったりフレイル対策の部分も切り目なく実施していけるような健康指導体制を整えていきたいと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 24、25 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 26、27 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 28、29 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 30、31 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 30 ページのこちらも毎年聞いていて申し訳ないですが、6 款 1 項 1 目保健衛生普及費の健康管理事業経費の脳ドックと動脈硬化。確か動脈硬化はちょっと増加している、受診が増えている傾向にあると他の議会でお聞きしたかと思うのですが、先ほどのページでの議論でやっぱりそこが原因で重症化、高額医療費がかかるような検証結果も出ているので、こちら周知の方法はこれまでと変わっていないのか、わかりづらいのかどうか。その辺踏まえて、若いからまだ大丈夫と思っている方もたくさんいるかもしれないのですが、ここの部分でどのように勧めていらっしゃるかお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 脳ドック検診・動脈硬化予防検診の部分ですが。まず脳ドックについては被保険者の方が主体的に行っていただいている無症候性のラクナ梗塞だったり未破裂の動脈瘤という自覚症状に乏しい疾患の定期健診というのは引き続き募集しながら、そこは主体的にやっていただ

くことが重要だと考えています。

その他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の部分で平均自立期間の延伸だったり生活習慣病の予防対策。そこは糖尿病、成人病の重症化予防だったり生活習慣病の重症化予防、こちらの動脈硬化の検診というところと合わせて高血圧症・高血糖・脂質異常症の基礎疾患を有している方のアプローチを基本的にポピュレーションアプローチ、サロン活動とかで健康教育・健康相談をやっているのですが、あと健診で引っかかった人にはハイリスクアプローチといって実際に保健師が行って健康の指導をやっていますので。そこで脳ドック検診だったり動脈硬化予防健診はどうですかとお話はしてはいくのですが、そこだけではなかなか健康に対する部分には不十分な部分もあると思うので、基本的には全体的に健康についてどうやって、国保の被保険者はもとより町民の方にどのような形でアプローチしていくのかは担当課でいろいろ考えてはいるのですが、従前の広報といったところはやっている部分は当然あるのですが、もうちょっと自然に健康になれるような制度、仕組みを作っていないと本当の健康という部分にはアプローチできないのではないのかなと考えていまして、そこはしゃんしゃん教室もやっているのですが、運動をベースに教室に参加していただいて、そこから健康の生活習慣病の重症化にもアプローチしていった方がいいのではないかと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばなのですが、この検診がどのようなことに大事かというのが意外とわからないのではないかなと思うのですが。例えば健康診断のお知らせとか受診勧奨とかされると思うのですが、健康診断の今年も来ますよという通知の中に一つ文章を、脳ドック検診と動脈硬化の予防健診もこういうことで大事なので受けてみてはいかがでしょうかという文書1枚入るだけでも違うのかなって思ったのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 健診の受診勧奨については今健康状態不明者199名いるのですが、そこにアプローチしていく部分と通常の未受診者対策としてAIを活用した受診勧奨のハガキを出してその方にとっての健康状態に刺さるような文言をAIで選んで、そこをお知らせしている部分があります。その文章に動脈硬化だったり脳ドックの部分を入れていくということもいいとは思いますが。ただ、なぜ脳ドックを受けなければならないのか、

なぜ動脈硬化の予防健診を受けなければならないのかっていうそもそもの部分では高血圧・高血糖・脂質異常症・メタボリックシンドロームで2項目が合わさるとそこは生活習慣病重症化に近くなりますよといった部分もありますので、あとはそれは生活習慣病なので栄養状態とか生活環境、仕事の部分といったさまざまな部分でそうなのもありますので、そういったところをどうアプローチしていくかが必要だと思うので、単純にそこを載せたからではなく保健師としっかり打ち合わせをしながら進めていきたいと考えています。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。これら重症化についてはあくまでもエビデンスがどうしても必要でして、過去に箱崎委員がこのゼロ予防という形の質問をされています。まさに国保についてはSMRというきちんとしたエビデンスがありまして、これは10年間なのですが、主たる死亡要因の減少というのがこちらの資料です。現状で言うと悪性疾患・悪性新生物、がんを含む方が過去10年間で331人亡くなっています。心疾患が230人、脳血管疾患が87人、肺炎が82人、虚血性心疾患が63人、腎不全が30人、自殺が16人、不慮の事故、交通事故で28人、交通事故で死亡したのが2人という形の中で10年間で869人が亡くなっていると。1年平均で約86人。この中でどういうふうな保健指導等やっていかなければならないのかというのが先ほど健康福祉課長が言いました生活習慣病の部分。死亡主因の多くが生活習慣病によって亡くなっている方が多いので、それで先ほど横文字でハイリスクアプローチってありますが、日本語に直すと動機づけなのか、積極的勧奨なのか。もうここまで行ったら病気だよ、きちんと病院に行ってくださいという形になるのか。ここあと何年したらこんな病気になってしまうよという動機づけをするのか、積極的な勧奨をするのかが保健師の業務です。これに基づいて健康保険の部分で大きな医療費がかからないような未病予防としているところです。以上、補足します。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） いろいろご説明いただいたのですが、ひとまずはそのいろいろな要因がある中の一つだと思うので切り口の一つとしてご検討いただけないかと、それだけのお話だったのですがいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 切り口の一つとして担当と検討はしていきたいと思いますが、私が先ほどから申しているとおりの生活習慣病の予防とは一体何なのか、それはどうやって今後アプローチしていくのかもじっくり考えた上で検討したいと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 32、33 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 34、35 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5 ページをお開きください。5、6 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 7、8 ページはありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 7 ページの滞納繰越分、各その部分少しずつ増えているようなのですが。分納対応もされていろいろご努力されているということで過年度来からおっしゃっていただいているのですが、この納付状況など現在どのようなになっているか伺います。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 奥田税務住民課長挙手。

○税務住民課長（奥田浩司君） まず収納率ですが合併当初は収納率が 94%前後で推移していまして単年度に未収金が 1000 万程度あったのに対して、現在

令和に入りまして収納率 97%前後、未収金が 600 万から 700 万程度で推移しています。これまでの答弁同様になるのですが、給与・年金の差し押さえを中心に未納者には厳しく対応していくという方針は変わりません。ただ、給与照会をしたところ、あ、預金照会をしても、給与照会にしても差し押さえ禁止額がありますので、なかなか 20 万あっても 20 万全額差し押さえできませんので、預金照会をしても預金がほぼ無いような状況ですので、差し押さえに至らないケースもあることから未納解消は難しいことではありますが、引き続き関係部署、横の連携を保ちながら滞納対策にあたっていきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 問題は昨今の物価高騰もあって生活も厳しくなっているのかなと思ったところで、所得はそれほど大きく変わることもなくて、厳しく収納対策を行うことも大事ですが、ここいずいのですが税の公平性の部分からいずいのですが、丁寧にそこら辺もやっつけていかれていると思うのですが、国保税、他の社会保険に比べて高いものですからそこら辺も踏まえてただ厳しくするだけではなくやっつけていただけていると思うのですが、そこら辺の認識はいかがですか。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今、三浦委員からですが。我々こういう税対策、先ほど奥田課長が言いましたとおり、これについては徴税等滞納整理対策本部会議を開催しています。その中の協議事項で徴収困難事案の共同徴収それと新規の徴収困難事案、私債権の強制執行、その他で徴税における延滞金の徴収実績についてという形の中で報告または協議をしています。もちろん先ほど三浦委員から言ったそういう生活困難な部分もありますので、それについては分納。分納でもすぐ納める、金額を多くするではなくて適宜その事案に応じて徴収を開始するようにしています。以上で補足します。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 9、10 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 11、12 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 13、14 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 15、16 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 17 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 17 ページの国庫支出金の出産育児一時臨時補助金のこちら廃目になったと思うのですがその理由、多分国の制度変更などなのかと思うのですがお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 委員おっしゃるとおりで、国で出産育児一時金が創設された時に臨時的に出された補助金でして、そこがもう無くなってしまったということです。

〔三浦委員挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 何年に創設されて、あれしたものだったのでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 後ほど答弁させていただきます。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ以上で歳出歳入の質疑を終わり、次に総括的な質疑をお受けします。

総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 先程来ご説明いただいた統一に関係する話なのですが、大きく制度が変わって委員さんたちにはご説明をいただいてご理解いただいたということなのですが。こちらスケジュール感含めて被保険者に対してはどのようにご理解をいただいて、制度の変更ももともと難しい仕組みだと思うのですが、それをたまに私も急に保険税上がったんだよね、どうしてかなという質問を受けたりもするので。ここら辺含め急に制度変わって統一したので上がりましたとか上がりませんかではなく、町民にどのように、ある程度わかりやすくお知らせしていくか、その辺含め急に12年までは上がらないように抑制していくとご答弁いただいたのですが、その辺今後どのようにされていくか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず都道府県化の周知というのは、これ平成30年度に大々的に国の方でも広報していましたし、町でも広報等を通じてお知らせしている部分があると思います。それに伴って基本的には北海道で国保を運営していく部分においての国保の保険税の統一を目指していますので。基本的には北海道がそこは決めていくところなので、そこには安平町としても従っていくという部分があります。今後のスケジュールで、最終的に議会で議決をいただいて決めていくのですが、その前に広報等で周知をかけながら基本的には保険料は上がらないですという部分を示せればなと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 質疑がなければ、これで質疑を終わります。

○議会事務局長（木林一雄君） 答弁保留があります。

○委員長（米川恵美子君） 答弁保留。

（理事者側懇談）

○委員長（米川恵美子君） 今、答弁調整しています。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和５年４月から創設されたものです。

○委員長（米川恵美子君） 他に総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○７番（三浦恵美子君） 先ほどの続きで。１２年までは保険税は上がらないってことは広報されるかと思うのですが、その先が見通しはまだとれていないと思うのでわからないと思うので、その時も町民に広報するだけではわかりづらいかと思うので、できるだけ被保険者には丁寧なご説明をいただけたらと思います。その辺はどのような感じで進めていかれるのでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 今後いろんなところで説明させていただく部分はあると思いますが、基本的には広報とかそういった周知媒体を通して保険税、令和１２年度に北海道もどういった形で決着するのか。令和９年にならないと北海道でも実際財政的なところがわからないという回答を得ていますので、そこを令和９年になったら新たな情報が出てきますので、そういったところでもお知らせはしていけたらと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 広報以外の周知方法もいろいろ検討していただけたら
と思います。これは要望です。よろしくお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 出産育児一時金の創設時期なのですが、まだ確定した情報が今なかなか調べられなくて後ほどご答弁したいと思います。後ほど議員の方に資料をお渡しすることで回答するという事でよろしいですか。

○委員長（米川恵美子君） 他に総括的質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 討論なしと認め、これから採決します。

本委員会に付託された議案第 14 号、令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 15 号

○委員長（米川恵美子君） 本委員会に付託された議案第15号、令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 15 号朗読

議案第15号

令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和 7 年度 安平町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 165,732 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。この会計は保険料と保険基盤安定繰入金を財源として、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付金を収めることが主なもので、そのほか事務費等の歳出に伴う交付金を計上する予算となります。

はじめに歳出をご説明します。9ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費(1)総務一般事務経費は保険証等の更新や保険料の納入に係る事務経費となります。

10ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料収入と保険基盤安定繰入金を加えた額の計上となります。

11ページ、3款保健事業費1項1目保健衛生普及費は脳ドック検診の委託料で20件分の計上となります。

12ページ、4款諸支出金1項の各目は前年同額を計上。

13ページ、5款予備費についても前年同額の計上としております。

続いて歳入をご説明します。5ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料1項1目1節現年分は北海道後期高齢者医療広域連合の定めた率により計上したもので、前年度と比較して算出被保険者の所得額の減により383万3000円減額となっております。

6ページ、2款繰入金1項1目一般会計繰入金は事務費分と保険基盤安定繰入金で構成され、保険基盤安定分については低所得者の保険料軽減額影響分として補填されるものです。

7ページ、3款諸収入及び8ページ、4款繰越金については科目設定としております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

- 委員長(米川恵美子君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は歳出からページごとに行います。歳出9ページをお開きください。9ページで質疑はありませんか。

〔内藤委員挙手〕

- 委員長(米川恵美子君) 内藤委員。
○9番(内藤圭子君) 需用費の印刷製本費の内容を教えてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長(米川恵美子君) 健康福祉課長。
○健康福祉課長(阿部充幸君) こちらは基本的には納入通知書の印刷が主なものとなります。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 10、11 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 12、13 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 質疑がなければ歳出の質疑を終わりますして歳入の質疑に入ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず5ページの1款1項1目の保険料の滞納繰越分なのですが、昨年より少し増額のようなのですがこちらの要因、国保からの切り替えの時のものなのかその辺ご確認させてください。

あと6ページの一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の低所得者の部分の軽減分なのですが、確か広域連合で仮算定の部分なので現実とはちょっと乖離していると以前ご答弁いただいていたと思うのですが、担当課としてどの程度今年度は乖離しているかと。どういうふうに現状を見込んでいらっしゃるか、その点についてお願いします。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 滞納繰越分の関係ですが、人数的にはそんな増えていないのですが年金と給与収入がある方が会社を辞めて給与所得が無くなった。それで国保税もそうなのですが、あくまで前年の所得に対して課税されるということで給与所得と年金収入があったものが年金収入のみになってしまった。これによって次年度は払えなくなって滞納になってしまったということです。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 基盤安定の部分ですが、令和7年度の対象者の数ですが7割軽減が826人、5割軽減が386人、2割軽減が242人となっていて。その乖離の部分ですが基本的には広域連合の方でまず予算化の部分で人数を算定して、これは過去3か年分の所得情報を確認したり高齢者人口といったものを推計して市町村に提示され、それを予算化しています。その乖離については基本的には11月ぐらいに実績が来ますので、例年12月に補正をさせていただいて、そこは合わせていく部分になっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず滞納繰越の部分で、前年度の課税なので今年は払えなくなるということは結構あることだと思うのですが、分納対応しますということもあると思うのですが、丁寧にやられているとは思いますが、ご高齢の方も大変だと思いますので、そこら辺は優しく丁寧に対応していただいて、よろしくお願いします。

2点目ですが、数字上事務手続き上はこうやって12月に補正しますということになっていると思うのですが、実体論として高齢者の方の生活とその医療を大切に守っていく部分でどのように担当課として分析しているかということがもしわかれば知りたかったのですが、その辺については何か掴んでいることがあるかお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） そちらは市町村でなかなか把握し切れない部分ではありますので、分析はしていませんが令和5年度でいきますと7割軽減が813人、5割軽減が330人、2割軽減が226人、実績としては7割軽減が785人、5割軽減が342人、2割軽減が214人ということで33人の乖離があったということで、そんなに予算と実績が乖離しているということではないと分析しています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 7、8 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ以上で歳出歳入の質疑を終わります。
次に総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 2 点ほどご確認させていただきたいのですが。こちらは過年度来から心配してお話しているところなのですが、確か窓口負担 2 割化が令和 7 年度の 9 月 30 日で終わると思ったのですが、終わったあと受診控えが心配されていくのですが、健康寿命を延ばす取り組みは頑張ってもらっちゃってそちらはもちろんのことなのですが、その軽減措置終了後について何か対策考えていらっしゃるかが 1 点。

あと 2 点目は、紙の保険証の発行がされなくなったことによる混乱がないかどうか。特に高齢の方々はいろんなことで取り残されがちなので、前の保険証がなくても資格確認証で医療機関受診できるという周知もどのように行っているか、この 2 点をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 阿部健康福祉課長挙手。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず窓口負担 2 割ですが、議員おっしゃるとおり令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月までの措置で、外来負担の増額の部分は 3000 円までに抑えるという国の措置がありまして。安平町の 2 割負担者は今 180 名程度いまして、そこの外来の負担が今のところ 3000 円に抑えられているので大きな受診控えというのは、変化は医療費を見ても無かったと考えています。今後についてですが、基本的には国と北海道後期高齢者医療広域連合で対応していくというふうに考えていますが、差し当たって案内などといった部分は今のところは無い状況となっています。医療費は保険料と公費と自己負担で賄われていますので、今後の持続可能な社会保障制度の確立で国もいろいろ今後対策を考えていると思いますので、どのように国と広域連合は調整していくかを注視していきたいと考えています。

それとマイナ保険証の関係ですが、基本的には資格確認証を発行していますので事前に病院にかかりたい方は資格証の申請をしていただいて交付しているという部分があったり、もともとマイナンバーの情報連携していない方は資格確認証はもう送っていますので特に混乱は無いと。あとは今年の 7

月 31 日までは保険証を持っている方というのが全体数、ほとんどその方なので、今のところそこでトラブルということはありません。周知の方法ですが、これまでも周知はしていましたし広報等で周知していますし。あと 4 月号でもこういった資格確認証とかマイナ保険証の部分は広報でお知らせしようと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 特にご高齢の方とかは生活が大変になると何を削るかといったら食べるものか、体調悪いのを我慢して病院を控えるといったところになると思いますので、国や道の通知を見てそれに従うだけではなく、寄り添った形でその運営をしていただけたらというのが 1 点。

2 点目ですが、例えば申請してもらって資格証を貰わなければいけない方々で、例えば今年の何月までで資格が終わります、今の保険証が終わりますとなった時に、じゃああなたは申請が必要ですよみたいな通知をしていられるのかどうか。それともわからなくても申請主義だから申請してくれなければできませんよなのか、そこら辺はどのようにお考えか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） マイナ保険証については基本的には資格証を出さなければならない方については資格証を郵送していますし、マイナ保険証を持っている方はマイナ保険証で現在もかかられている部分があるので、そこはそのような形で対応していただいているのかなと思っています。あと 2 割負担以降についてはなかなか一担当でお答えするのが難しいのですが、自己負担が 2 割に上がっていくところで高齢者の方の負担はかなりのものだと考えていますので、そこはやはり健康寿命との延伸の部分で保健事業と介護予防で運動教室等これから考えている部分がありますので、その健康寿命の延伸にかかる部分で市町村としてはやっていくしかないのではないかなと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 1 点目はわかりました。2 点目ごめんなさい、理解が追いつかない部分があって。最初のご答弁で資格証の申請をして発行してもらうとご答弁いただいた、この部分に該当するのはどのような方々で、その

方々に対する対応はどうなるのかお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和6年12月から始まったのですが、それまでに後期の方でマイナ保険証を持っている方も紙の保険証を持っていた方も8月に更新していますので、その方たちは保険証を持っています、紙の保険証を持っています、資格確認証ではなくて紙の保険証を持っています。あとマイナンバーカードも持っています。それが今、安平町ではほぼ1人になっています。12月1日以降はこの措置が取られたので、基本的にマイナ保険証を持っている方はマイナ保険証でかかってくださいという案内を送っています。マイナ保険証を持っているけど情報連携がされていなかったり、そもそもマイナ保険証を持っていなかったりする方については資格確認証を送っていますので。それは今年の7月31日までは受診していただくことになっています。引き続きマイナ保険証を情報連携していない方だったりマイナ保険証を持っていない方については資格確認証を送ると。基本的には紙の保険証で病院にかかっていただく流れになっています。保険証の申請手続きはいらない。プッシュ型で。広域連合を通して役場を通して送ることになっています。マイナ保険証と紙の保険証を今持っている方について、そこも今度資格確認証に変わっていきますので、基本的にはマイナ保険証を持っている方はマイナ保険証でかかっていただいて、ただ紙の保険証だけ持っている方というのは資格証も一緒に変わっていくので、そこはプッシュ型で郵送するとなっています。

○7番（三浦恵美子君） わざわざ申請しなきゃいけない人は、

○健康福祉課長（阿部充幸君） 申請する必要はないです。再発行とか、もし無くしたという方がいらっしゃれば、それは申請していただいて再発行する形をとっています。

○7番（三浦恵美子君） 新たな資格取得の人とかですか。75になりましたとか。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 新たに資格取得された方は基本的には資格証をプッシュ型で送ります。

○委員長（米川恵美子君） すみません、三浦委員発言禁止します。

○委員長（米川恵美子君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の発言はあり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 討論なしと認め、これから採決します。

本委員会に付託された議案第15号、令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和7年第3回安平町議会定例会 議案第16号

○委員長(米川恵美子君) 本委員会に付託された議案第16号、令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第16号朗読

議案第16号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和7年度 安平町介護保険事業特別会計予算

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ925,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算)

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により保険事業勘定歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和7年度安平町介護保険事業特別会計、保険事業勘定予算についてご説明いたします。

はじめに歳出のご説明をいたします。20ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は説明欄記載のとおりですが、(1)介護保険事業人件費は職員2名分の人件費に係る経費となります。21ページから23ページにわたる(2)介護保険事業事務費は事務経費や会計年度任用職員経費が主なものとなります。2目連合会負担金は科目設定。25ページにわた

る 2 項 1 目介護認定審査会費は東胆振 3 町で共同設置しております審査会の事務局経費で、会計年度任用職員経費や認定審査会委員報酬等が主なものとなります。2 項 2 目認定調査等費は介護認定調査に係る経費として、26 ページ、3 目認定審査会共同設置負担金は事務局に支払う安平町分の負担金となります。

27 ページ、2 款保険給付費 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から 30 ページ、6 項 1 目特定入所者介護サービス等費までは保険給付費として計上するもので、科目全体で 8 億 3031 万 2000 円となっております。前年度比較で 364 万 9000 円の増額となっており、第 9 期計画の見込み量と令和 6 年度の実績を基に計上しております。

31 ページ、3 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費は総合事業の実績に基づく計上で、32 ページにわたる 2 項 1 目一般介護予防事業費は介護予防教室委託料等の経費が主なものとなっております。33 ページにわたる 3 項 1 目包括的支援事業・任意事業費 1 節報酬から 4 節共済費までは介護予防計画作成に係る人件費や認知症サポート医の経費を計上しており、7 節報償費は認知症サポーター養成講座の講師謝礼や介護予防教室等への参加者に対する行政ポイントの計上。34 ページ、12 節委託料は在宅医療・介護連携の推進及び生活支援体制整備事業等に係る経費が主なものとなります。35 ページ、19 節扶助費は成年後見制度に係る後見人への報酬が主なものとなります。4 項 1 目審査支払手数料は説明欄記載のとおりとなります。

36 ページ、4 款諸支出金 1 項 1 目は前年同額計上。2 目償還金及び 3 目第 1 号被保険者還付加算金は科目設定。37 ページ、2 項 1 目一般会計繰出金は、家族介護用品助成事業を一般会計に繰出すもので、前年同額計上としています。

38 ページ、5 款予備費は前年同額で計上しております。

続いて歳入をご説明します 5 ページをお開きください。

1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者介護保険料 1 節現年度分は第 9 期計画に基づく保険料の積算で、対象者の内訳については 7 ページにわたる説明欄に記載のとおりとなっております。2 節滞納繰越分は科目設定です。

8 ページ、2 款分担金及び負担金は介護認定審査会の共同設置負担金として計上しております。

9 ページ、3 款使用料及び手数料は科目設定となります。

10 ページ、4 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は居宅・施設給付費別の補助率で計上。続く 2 項 1 目、11 ページにわたる 2 目、3 目についてもそれぞれの事業費に対する補助率で積算しております。4 目保険者機能強化推進交付金及び 5 目保険者努力支援交付金については認知症施策の推進やサービス給付の適正化等の事業評価に基づく奨励交付金で、前年同額で計上しております。

12 ページ、5 款支払基金交付金は説明欄記載のとおりで、歳出 2 款及び 3

款の給付費に一定の補助率で交付を受けております。

13ページから14ページにわたる6款道支出金も同様に一定の補助率で北海道より交付を受けております。

15ページ、7款繰入金は1項1目から3目までは保険給付費、地域支援事業経費のそれぞれに対する負担割合で国・北海道・支払基金からの交付金のほか町負担分を加算して繰入れているものです。16ページ、4目は低所得者の保険料軽減補填分として一般会計に交付を受けた額に町負担分を上乗せして計上しております。5目その他一般会計繰入金は職員給与費2名分と歳出1款の総務費を繰入するものです。2項1目介護サービス事業勘定繰入金は、この後説明いたします介護サービス事業勘定から地域支援事業費の財源として繰り入れるもので、17ページ、8款繰越金は前年度繰越金として介護保険料の財源不足を見込み計上しています。

18ページ、9款諸収入1項1目から2項3目までは、科目設定、19ページ、4目雑入は説明欄記載のとおりです。

続きまして介護サービス事業勘定予算についてご説明いたします。50ページをお開きください。

1款サービス事業費1項1目介護予防計画作成事業費はケアプラン作成の委託料となります。

51ページ、2款予備費は科目設定となります。

52ページ、3款諸支出金1項1目保険事業勘定繰出金は先ほど説明いたしました保険事業勘定へ繰出すための計上となります。

次に歳入についてご説明いたします。48ページをお開きください。

1款サービス収入1項1目介護予防計画作成収入は130人分の計上となります。

49ページ、2款繰越金は科目設定となります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（米川恵美子君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本会計についても歳出から質疑を行います。はじめに保険事業勘定、次にサービス事業勘定の順に進め、総括的な質疑と討論は両事業勘定の質疑の後に一括でお受けします。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。それでは保険事業勘定の歳出から質疑を行いますので20ページをお開きください。20ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 21、22 ページ。

〔高山委員挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 高山委員。

○10 番(高山正人君) 22 ページ、13 使用料及び賃借料のところの介護保険さがせる n e t 利用料とあるのですが、中身を教えてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) こちらはこれまで介護保険の制度変更は毎年大量に制度改正があるのですが、それを今までは図書を購入して行っていたのですが、こういうネットを使って介護報酬の改訂といったものが情報で流れてくるようなシステムが構築されましたので、そこを予算計上させていただいたということです。

○委員長(米川恵美子君) 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 三浦委員。

○7 番(三浦恵美子君) まず今の部分で、毎年こちらは利用料なのでかかってくるのか、システム講習などあって金額が変わってくるものなのか、それとも経常的に同じ金額で推移されて利用料がかかってくるのかというのが1点。

2 点目がその上の委託料の高齢者実態調査等集計分析業務委託料。アンケートを取ったその集計なのかどのような手順で行われるのか、この2点についてお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 介護保険さがせる n e t 利用の部分は、これは毎年かかってくる利用料です。

高齢者の実態調査と分析の部分ですが、こちらは 10 期計画をもう準備していきまして、そこの部分でニーズ調査が始まりますので、執行方針にもあっ

たのですが 10 期計画は大学の教授とか専門的な部分もこのニーズ調査の項目をどういったことを聞いて調査していくのかと言う部分と、あとは調査が上がってきたあとの分析も委託をして今後の 10 期計画をより良いものにしていくための部分で上げさせていただいています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） この高齢者実態調査のアンケートの集計の仕方も昨年度来その前から当該高齢者の方々からご意見もいただいて、こちらの議会でもこのような声があったということでお伝えさせていただいたところなのですが。アンケートの取り方も含め、この大学の教授の先生とかにもご相談して進めていかれるということなのか、その辺もお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 以前アンケートの取り方について、その部分で上手くいかなかったところがあったというのは高齢者の実態調査とニーズ調査を同時に行ったという部分のことでしたら、今回は基本的にはニーズ調査しか行いませんので。実態調査は実態調査として別でやっていくことになっていますので、そこについては、取り方の部分は問題なくやっていけるのではないかと考えています。あくまでもこの大学の教授等々に入っていたく部分は調査項目でどういったことを聞けば安平町の介護の需要に対するものがきちんと聞けるのかを調査の項目を考えていただいて、その後の分析についてもお願いしています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 23、24 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 25、26 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 25ページの2目認定調査等費の認定調査等経費の部分ですが、大体こちら何件分を見込んで経費を上げていらっしゃるのか、その点についてお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認定調査の関係ですが、こちらで出てくる認定調査の件数でいきますと主治医意見書の手数料があるのですが、そこは468件分として計上しています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） フレイル対策などもしっかり頑張っているのかと、実績見込みだと思うのでそう思うのですが。現在はどうのような傾向で認定調査に至って進めているのか。その点についてもし検証がされているのであればお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 全体的な認定の部分でいきますと基本的には高齢者の数は少しずつ減っていった状況ですので、認定者数自体は少しずつ減っていくのではないかと考えています。現状は、この2025年段階の世代が75歳になる年という部分では、今は予防の件数が以前とは、もしかしたら倍近くまで増えているような状況があって介護の要介護1から要介護5は少しずつ減っている状況にあります。ただ、高齢者85歳以上になると6割の方が介護に移行していくので、今後はそこが逆転していくのではないかと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 25ページの13使用料及び賃借料のところの介護認定調

査会用事務用機器借上料という、借り上げの中身について教えてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらも新しく予算計上させていただいているのですが、これまで認定審査会は紙で審査をしていたのですが今後はタブレットを使ったなかで審査をしていくというところで予算の計上をさせていただいています。これは紙が審査会の資料って大量に紙を使って、審査委員さんも15名いらっしゃるって、そこに1回の審査で15人で審査するわけではないのですがその紙を減らす部分と、あとは情報が審査会の資料を作って郵送してとなるとすごくタイムラグがあって、それで介護認定審査は申請から1か月の間に審査をしなければならないので、そこが審査する方も煩雑というか急がなければならない部分があったのですが、これがすぐ情報がデータで送れてすぐ審査の業務に取り掛かれる部分について効果的な、効率的になると考えています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） そこを聞こうかなというところではなくて、借上料となっているから借上料ということの中身についてご説明をいただきたいと。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 借上料は、購入するとタブレットって日進月歩で次から次へと新しいのをすぐには買わなければならない部分が出てくるのでレンタルで。これは3町で審査会の事務局は令和6年度から安平町になっていますので、3年間ありますので、そこは3町で合意を取った上でレンタルでいきましょうというところで予算計上させていただいています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 要はレンタルだということよろしいですか。

○健康福祉課長（阿部充幸君） はい。

○10番（高山正人君） はい。失礼。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 27、28 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 29、30 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 31、32 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 33、34 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） まず1 点目、33 ページのこれも毎年確認しているのですが、認知症サポート医の関係で。サポート医の体制を維持していく、継続していく体制をどのように考えていらっしゃるか。多分今は追分・早来それぞれを1 名ずつの先生に担っていただいていると思うのですが、そこら辺どのように今後されていくかが1 点。

あと 34 ページの委託料の任意事業委託料。ケアパスをホームページに載せることによって理解ができるという声が上がっているということだったのですが、その後どのような経過をたどられているかが1 点。

13 使用料及び賃借料のスマートフォンレンタルも、先ほどのご説明のと通りの同じ考えで行われているものなのかが1 点。

最後、17 備品購入費の部分。高齢者ケアプラン、ケアマネジメントシステム導入の部分。確か今年度更新の時期なのかなと思うのですが、それで認識が合っているかどうか。この部分お願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認知症サポート医の関係ですが、今は追分クリ

ニックさんと渡邊医院さんの方でサポート医になっていただいていますので、そこを引き続きサポート医として継続していただけるという部分がありますので、今のところは進めていけるのかなと考えています。そもそものこの初期集中支援チームを立ち上げた時に、この認知症サポート医を含め多職種が連携するような、あとは地域ケア会議等でケア方針とか認知症疾患医療センターとの連携もありつつ最終的な決定をここの初期集中支援チームを使って決定していくことになります。そこでは本人の自覚症状がどういったものであるとか周辺症状がどういったことがあるのかと言う部分がありますので、そこは支援者だったり家族と関係を作っていきながらいろんな状況を包括的に判断して初期集中支援チームを立ち上げて連携していくと考えています。

ケアパスの関係ですが、ホームページと介護のパンフレットでも掲載していて、そこは運用していているのですが、令和5年認知症基本法が策定されたので、そこは安平町として今後どうやって計画を作っていくかがあります。新しい認知症観の醸成ということがその計画にもありますし、安平町としてもどうやってそこを進めていくのかがありますので、この認知症ケアパスについても認知症の方がもうちょっとポジティブになれるというか、このケアパスを見て認知症であっても何もできないわけではない、こんなことができるんだ、私は認知症ですということが言える社会を作っていかなければならないので、そこはケアパスもそういった形で今後作れていければと思っています。

スマートフォンのレンタルについては委員おっしゃるとおりです。

ケアプラン・ケアマネジメント導入システムについても、こちらも更新がありますので今後今ガバメントクラウドもあったりクラウドサーバーを使ってやった方が効率的・効果的にケアプラン作成できることもありますので、そこも考えつつ更新を進めていきたいと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 1点目の部分だけもう1回確認させていただきたいのですが。例えば他にも担い手というか他の医師にも担ってもらえるようにこの辺も今後について考えていかれているかどうか確認させてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 今後については先ほども申しましたとおり認知症の初期集中支援チームをどういう形で作っていくかがありますので、その方針を今後、先ほども申しましたとおり認知症基本計画ができましたので、これまでと違った新しい認知症観に沿った初期集中支援チームの枠組みを今後決めていかなければならないと思っていますので。そこと担当課で議論してサポート医の関係も考えていきたいと思っています。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） この予算は会計年度任用職員、包括を担っている方たちのお給料のことが書いていると思うのですが、この包括を担う人たちがこの会計年度職員の方が何名でここをやっているのかをお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 現在、包括支援センター職員は会計年度さんは3名の介護支援専門員が基本的には常勤で居ます。

あと職員として社会福祉士2名、保健師3名で、合計8名で現在運用しています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 35、36 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 35 ページの扶助費の成年後見制度、後見人報酬ですが、実態として需要と供給はどのような関係に今なっているのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらの予算については成年後見人、社会福祉協議会の方で法人後見ということで今2名の方が法人後見人としてやって

います。需要と供給については包括支援センターの方で身寄りのない方だったり認知症の高齢者だったり、そういった方とケースワークをするなかで成年後見の申請とか町長申立てといったところをしながら進めていますが、基本的には安平町は成年後見のセンターを苫小牧に中核機関として設置していますので、今後市民後見人の養成、今これもやっではいるのですが、そこを今登録者が 10 名以上いまして待機状況がありますので順次そこに引き継げていければと思っています。基本的にはまだ法人後見として社会福祉協議会がそこを管理して、運用していますので、そこから引き続き 1 年経った後に市民後見人さんの方に移管できればというところで進めています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 多分こちら、しょうがいの方も高齢者だけでなく絡んでくると思うので、これからまたますます必要になってくる部分なので、ぜひお力を入れていただいて頑張ってくださいと思います。これは要望です。

○委員長（米川恵美子君） 答弁いいですね。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 37、38 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5 ページをお開きください。5 ページについて質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 5 ページ、保険料の関係なのですが、9 期計画になって段階を増やされて 10 段階から増えてきたと思うのですが。増設されて 1 年経過されたのですが保険料の納入状況など、もしわかればお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まだ3月なので最終的な集計ができていない部分ではありますが、基本的にはその段階が増えた分について滞っているという事は聞いていない状況となっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 6、7 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 8、9 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 10、11 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 11 ページの3 目の地域支援事業交付金、昨年度より増額の計上なのですがどのような要因なのかが1 点。

4 目・5 目の部分も、どのような要因、認知症などの症例だと伺ったのですが、どのような内容できたのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 地域支援事業ですが、これは歳出でいくと3 款になるのですが、特段事業的には大きなものは無いのですが、人件費で昨年は半日だった職員が1 日になったりですとか、同じ事業ですがそこは増やしたりといった部分の積み上げで地域支援事業の交付金の金額を上げさせてもらっています。

保険者機能強化推進交付金・介護保険努力者支援交付金の部分ですが、こちらも前年同額ということにはしているのですが、事業展開、この認知症施策とか給付費の適正化といった事業をやることによっての加点を積み上げていって交付金が出てくるというもののなので、基本的には新しい事業をやってここの部分を増やすよりは、国が加点をして交付金を出していただけるも

のなので、そのうまくこの交付金制度の内容をしっかりと理解して、やっているところについてはチェックを付けてうまく加点をしていくということをやっていきたいと思います。

あとは事業展開についてはここの推進強化交付金、努力者支援の部分を経わず、健康寿命の延伸化でしたりフレイル対策を進めていければと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 後段のご説明で、国の加点が必ずしも町民にとって良いものとは限らないのでそこはしっかり整理・検証されて町民にとってより良い介護になるように加点の部分で活用できればした方がいいと思うのですが、そこら辺の整理・精査されてやっていかれるかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） この交付金を使って新たな事業を立ち上げたりすることもできるので、今後はここを使ってフレイル予防対策をやっていけないかなというのを担当と話し合っている部分があります。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

○委員長（米川恵美子君） では、ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○委員長（米川恵美子君） 委員会を再開します。午前中に引き続き介護保険事業の質疑を行います。12、13 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 14、15 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 16、17 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 18、19 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 以上で保険事業勘定の質疑を終わり、次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出 50 ページをお開きください。50、51 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 52 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。48 ページをお開きください。48、49 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 歳入の質疑がなければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 昨年ご答弁いただいた部分で安平町在宅医療介護推進事業について、入院から退院へスムーズに行われていて研修事業もアドバイスを病院さんからいただいてやっていらっしゃる。最後の意思決定もできているのですがということでご答弁いただいていた。ネックになっているのが福祉事業の医療職と介護の支援専門性のそちらの部分でコミュニケ

ーションがうまく取れていない部分があるということでご答弁いただいていたのですが、こちらについてその後どうなったかというのと。

あとはこの部分の分野で委託ができればいいと、講演会などの部分委託ができればいいと過年度来からおっしゃっていただいていたのですが、その部分についてはその後の進捗についてがまず1つ目。

あと2つ目、1年しかまだ経過していないのでなかなかあれかなと思うのですが10期計画策定に向けてもいろいろあると思うので、9期計画がスタートして1年目の検証をどのように行われているか。2年目また10期計画策定に向けて課題などがあれば伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 在宅医療介護連携ですが、各事業所でしたり医療機関との連携を地域包括支援センターの方で、そこをつなぐ役目としても行っているのですが、個別のケースにおいて地域ケア会議を開いてそこには医療関係者、警察、居宅支援事業所、地域の方に入っていて事例検討会、今後の役割を決めてどういった方向性でケースをケアしていくのかという部分の会議がありまして。そこで意思統一というか専門用語の統一とかもそういった形で図っている部分はあります。

委託については追分クリニックさんの方に連携の窓口を設置していただいて、町民の方から相談を受けたり事業所からも相談を受けたりで委託している部分がありますので、そこは引き続きやっていただくことと今後の委託については追分クリニックさんのマンパワーの部分もありますので、そこは随時連携打ち合わせしながら進めていけるところは進めていきたいと考えています。

あと10期計画についてですが、9期計画はまだ始まった部分ではありますので今後給付費とか予防の人数とか要介護者の人数等を含めながら考えていきたいと考えていますが、今から25年前の2000年に介護保険制度は創設されています。その部分も振り返りながら担当と打ち合わせをしている部分があります。その中で介護保険制度の基本理念は一人一人の尊厳の保持というのと自立支援。その基本理念を実現、体現するために地域の包括ケアの実現を目指して地域包括ケアシステムの構築を、9期計画もそうですが10期計画もそこを含めて作っていくと。その具体的な手段としては地域支援事業が予算のところでもあるのですが、その中の総合事業というのと生活支援体制整備事業というのが自立支援にかかる取り組みでして、これまでも居宅介護計画のサービスとか介護予防サービス計画というもので自立支援に向けたプランを作成して各事業所とサービス担当者会議を通して自立支援の目的を共有しながら支援を進めていた部分があります。ただ、そこは自立

に向けたところで再自立に向けての支援としては不十分なものでありました。しかし、フレイルは適切な介入によってさまざまな機能を可逆的に戻せるというエビデンスもありますことから、その再自立に向けた新たな取り組みは今後進めていきたいと考えています。その再自立後も予防的なケアについても今のところデイサービスセンターだったりホームヘルプサービス、一般介護予防事業でいくとしゃんしゃん教室等があったのですが、そこも再自立後の予防的ケアではそこで充足されていない部分もあるので新たな一般介護予防事業だったり多様な主体のサービス、住民主体のサービスも新たに創設して今後の地域共生社会における担い手の育成にもつなげていきたいと考えていまして、7年度は今後、議会の皆様にも町民の皆様にも協力いただいて進めていかなければならない部分も今後出てくるのではないかなと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） いろいろ課題も出てきているのも見えてらっしゃるのでやっていかれるのかなと思うのですが。特に総合事業に関係して自立支援に関わってやっていかれる部分に関しては、自治体の考え・裁量が多く左右される部分ではありますので、担当課だけでなく町としてこの分野に力を入れていかれるようにという要望で質問は終わらせていただきますが、どうぞよろしくお願いします。

○委員長（米川恵美子君） 答弁要らないですか。

○7番（三浦恵美子君） はい。

○委員長（米川恵美子君） 他に総括的質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 討論なしと認め、これから採決します。

本委員会に付託された議案第16号、令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定します。

◎ 令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 17 号

○委員長(米川恵美子君) それでは本委員会に付託された議案第17号、**令和 7 年度安平町水道事業会計予算**についてを議題といたします。説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 議案第 17 号朗読。

議案第17号

令和 7 年度安平町水道事業会計予算について

令和 7 年度安平町水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和 7 年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第 2 項の規定により提案するものである。

令和 7 年度安平町水道事業会計予算について提案説明を致します。令和 7 年度予算の収入合計は 4 億3264万5000円で、前年度予算対比2180万3000円、4.8%の減となります。また、支出合計は 5 億1218万7000円で前年度予算対比 2850万6000円、5.9%の増となります。それでは予算書表紙、次のページに移ります。

令和7年度 安平町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度安平町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数3520戸、(2) 年間総配水量78万4750m³、(3) 一日平均配水量2150m³、(4) 主要な建設改良事業、基幹管路耐震化整備工事880万円、北進浄水場機器改修工事4042万5000円。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億8476万5000円。各項は記載のとおりです。
1 ページめくりまして支出、第1款水道事業費用3億8388万3000円。各項は記載のとおりです。収益的收入及び支出は年度内における事業運営にかかる収入と費用を整理したもので、収入は水道料金や一般会計繰入金など、支出は水道施設の維持管理経費や職員人件費などとなります。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的收入額が資本的支出に対して不足する額80,424千円については当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,883千円、当年度損益勘定留保資金57,781千円、減債積立金17,760千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的收入4788万円、各項は記載のとおりです。支出、第1款資本的支出1億2830万4000円、各項は記載のとおりです。資本的收入及び支出は年度内における資本形成に伴う支出を整理したもので、水道管の布設にかかる工事費やその財源となる企業債の借入などとなります。

次のページに移ります。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的水道事業、限度額880万円。起債の方法、利率、償還の方法

は記載のとおりです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費3888万8000円。次のページに移ります。

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は119,752千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,650千円と定める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

続いて事項別明細書により説明いたします。21ページをお開きください。収益的支出、1款水道事業費用は3億8388万3000円で前年度比3519万2000円、10.1%の増額となります。この内訳としまして1項1目原水及び浄水費は水道の水源から浄水場に係る経費で、浄水場等、水道施設の運転管理経費を計上しており、水道施設の電気料金及び人件費・薬品費の高騰、また6節委託料、富岡浄水場水源調査業務委託料の追加等により前年度比2780万8000円の増額となります。22ページにまたがる2目配水及び給水費は配水管及び給水装置に係る経費で、職員3名分の人件費及び交換用量水器購入費、量水器交換工事費等を計上しておりますが、7節工事請負費で計上していました追分旭地区の給水管切替工事の完了により前年度比533万9000円の減額となります。23ページにまたがる3目総係費は職員2名分の人件費及び事務経費等を計上しておりますが、23ページ中段12節委託料の水道ビジョン見直しに係る

委託料、13節使用料及び賃借料のシステム更新に係る機器リース料の増額により前年度と比較して2236万4000円増額となります。4目減価償却費は建物及び機器類等の固定資産減価償却費を計上しています。24ページ、5目資産減耗費、6目その他営業費用は、科目設定となります。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の償還利息を計上。2目消費税及び地方消費税は消費税が還付となることを見込み、支出予算なしとしています。3項1目過年度損益修正損は、過年度還付金等を見込み科目設定、前年度においては1件で100万円を超過する不納欠損額があったため貸倒引当金ではなくこの過年度損益修正損で計上したものととなります。4項1目予備費については前年同額の50万円を計上しています。

次に20ページに戻りまして収益的収入を説明いたします。

1款水道事業収益は3億8476万5000円で、前年度比1033万5000円、2.6%の減額となります。この内訳としまして1項1目給水収益は水道料金を計上しており、水道使用水量の減少を見込み114万9000円の減額。2目その他営業収益は給水工事手数料等を計上しており、新設φ13mm、80件分の増加を見込み270万5000円増額となります。2項1目受取利息及び配当金は預金利息として科目設定。2目補助金は一般会計繰入金として企業債償還金利息分などを計上し、3目消費税及び地方消費税還付金は仕入れ税額が売上げ税額を上回る事から217万7000円を還付金として計上。4目雑収益は職員人件費及び水道事業会計の経営安定化を図るための一般会計負担金。また、臨空専用水道等給水施設の受託収入等を計上し、5目長期前受金戻入は減価償却費に対する戻入分として7242万円を計上しています。

以上の結果、収益的収支の差し引き88万2000円を将来の施設更新に備えるべき財源として留保します。

次に26ページの資本的支出ですが、1款資本的支出は1億2830万4000円で前年度比668万6000円、4.95%の減額となります。1項1目配水設備改良費の主なものとしては3節工事請負費、水道整備工事は基幹管路耐震化整備工事、追分地区導水管延長50mの布設工事を施工するもので、水道施設改修工事は北進浄水場運転状況の情報収集を行いデバイス等で遠隔監視するためのシステム改修工事を施工するほか消火栓4基分の更新工事で合わせて5308万1000円を計上しています。2目営業設備費は新築等による水道メーター器の新規購入費として441万1000円を計上しています。2項1目企業債償還金は平成6年度に借入れしました富岡地区拡張事業に係る起債の償還終了により2332万7000円減額となります。

次に25ページに戻りまして資本的収入を説明いたします。

1款資本的収入は4788万円で前年度比1146万8000円、19.3%の減額となります。1項1目企業債は起債対象事業費の減額により280万円の減額。2項1目他会計負担金は一般会計繰入金として4基分の消火栓設置経費及び地方債償還金元金分の財源等を計上していますが、償還元金の減額により前年度比

866万8000円の減額となります。

以上の結果、資本的収支の差し引きで不足する額は8042万4000円となり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額488万3000円、当年度損益勘定留保資金5778万1000円並びに減債積立金1776万円で補填するものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（米川恵美子君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本会計については収益的支出からページごとに質疑を行います。21 ページをお開きください。21 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ 22、23 ページで質疑はありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9 番（内藤圭子君） 23 ページの水道ビジョン見直しということで予算が取られたようなのですが、こちらの今後の予定をまずお知らせください。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道ビジョンの見直しについては、まずはこれまでというか水道ビジョンの策定については施設の更新や補助金などを精査しながら策定することから、まず配水池について令和 5 年度に北進配水池の実施設計を行った結果から令和 6 年度に既存の富岡浄水場での水源調査を行ってきたところです。その中で既存の富岡浄水場のポンプに関しては、その場所に関しては埋設深度によっては 10m 付近であれば硝酸窒素が出やすいとか、20m ぐらいの埋設深度になると鉄、マンガンが出やすいといった結果が出ましたので、ここはそれでも水は取れるのですが、水が日 300 t ぐらい取れるのですが、それよりももっと多く取るということと、もしそのまま継続して取ったとしても 2 年に 1 回ぐらいは鉄の除去をしなければならぬことがありますので新しく同じ敷地の中で水源の調査をもう少し埋設深度を深くした中で水源の調査をしていこうということも含めて水道ビジョンを作っていこうと考えています。

7 年度予算に計上しているのが富岡地区での新たな水源調査。そしてその

後8年度にその水源でどれぐらいの水量が取れるのかはまだ未定なのですが、もし日1000tぐらい取れるような地下水が見つかったとしたらそれに応じた浄水場の改修をR8年度で行って、その後また北進配水池の改修が入ってくるといった計画になってきます。そういった更新をいろいろコンサルに委託をして計画立てていきながら、その計画更新するのにあたっていくらかの費用がかかるかという財政推計も行いながら、財政推計については20年間の財政推計を用いてその中で計画書自体は10年間分の計画書を作成していくものとなります。それと合わせてその財政推計に基づいて水道料金、収支のバランスでいくら足りないのかが見えてきますので、料金改正の必要な額も出てくるかなと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 今の新しい水源を探しながらという話だったのですが、前の説明だとその水道ビジョンの何年にはこうという計画が出ていたと思うのですが。さらに令和8年に説明をして令和9年から値上げを考えているということだったのですが、そちらには変わりないでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 7年度の水道ビジョン委託の中で想定外のことがない限りは予定どおり令和8年度に議会そして住民の皆様にも説明して9年度から料金改正を行えるように準備を進めていきたいと考えています。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） この水道ビジョンについては私結構いろいろ調べてお話もさせていただいたと思うのですが、これについて自前で作っていくというようなことが前話されたと思うのですが、そちらについては結局この金額は調査の費用であってこの水道ビジョンの改訂に関しては自前でやっていくという認識でよろしいですか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道ビジョンの、あくまでも作文をしてくことだけであれば自前でできると思うのですが、今回財政推計を入れる上でそれぞれの配水池とか管の耐震化をした埋設地といった費用がどれぐらいかかるのかということも含めた水道ビジョン見直しの委託になっていますので、なかなか自前だけで作るというのは難しいと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ24ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ収益的支出の質疑を終わり収益的収入の質疑を行います。20ページをお開きください。20ページについて質疑はありませんか

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） これ結局、水道料金収入が減るという計画になっています。今住宅が増えて私の感覚でいうと利用者がどんどん増えている状況ではないかなと思ったのですが、その見積もりというか、そこら辺は人口増えたという計画になっているかどうかお願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 人口についてはそんなに減ってもいない状況にはなっているのですが、人口が減っていないのにも関わらず給水量は減っているのが実態なのです。これは原因としては節水の意識だったり節水するための機器の普及だったりということなのかなと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ収益的支出及び収入の質疑を終わり、次に資本的支出の質疑を行います。26 ページをお開きください。26 ページで質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10 番（高山正人君） 26 ページで毎年のように水道工事行われていると思うのですが、どうしても管が相当古いとのビジョンで計画を立てると言いながら本当にそれで追いついていくのかと。各地いろいろと水道故障して水が止まって大変な地域もここ最近出ていらっしゃいますので。私どもの水道も基幹管路というのはかなり劣化している状態に多分あるだろうと思うのですが、ここに対する大きな計画も立てていかないと思って、工事という形では聞いていますが全体的にどのように進めていくかといったところをお聞きしたいと思ひまして。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 基幹管路の耐震化なのですが、こちら令和3年度から実施をしましてなかなか現状では追分地区の導水管を年に 50m 進めるのがやっとぐらいの、そういうスケジュールでやっています。これは今後も継続して進めていく、早来地区もそうなのですが。ビジョンの方にもそれは基幹管路の耐震化は載せてはいく考えではあるのですが、補助の対象となるものについては配水池から例えば病院だったり避難所だったりといった重要給水施設までの配水管については補助対象になりますという、今はそういう制度なのです。なのでそういうところ今やっている基幹管路も継続しながら重要給水施設の配水管の耐震化も補助を使いながらできるようになればいいなと思ってはいるのですが、なにせまずは北進配水池に手を付けなければならない。そのためにはまずは富岡で水源を確保しなければならないという状況なものですから。やりたいこととしては水を確保して配水池直してそれぞれの重要給水施設までの配水管の耐震化を進めていきたいというのは計画の5年、10年の中には載るか載らないかギリギリかなとは思いますが進めていきたいとは考えています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10 番（高山正人君） 事情はよくわかって、管路そんな簡単に 50m ずつでや

っていった追いつくものでもないです。でも先に水源を整えないといけないというのが至上命令だと思うので、そこは落とせないというか急がないといけないので、ぜひとも杓的には厳しいとは思いますが、そこがしっかりできなければ次に進まないのは理解しましたので。できるだけ予算獲得に頑張ってください。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 現状、国の補助制度の中では重要給水施設、一体化した補助とはなっているのですが、これが分割してある一定の区間だけでも耐震化に補助をつけるといった制度がまた変わってくればそれは進めたいなと思っています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） この水源をとにかく安平町は苦勞しているということで、広域化ということも水道ビジョンに書かれていたのですが。やっぱり言い続けないと伝わらないと思うので、そのところ安平町苦勞しているんだって広域化したいんだってということはしっかり道とかにわかるようにお伝えしておくのは大事ではないかと思うのですがいかがですか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 広域化については北海道ともいろいろ協議を重ねてきてはいるところです。その中でそれぞれの自治体、北海道が示す近隣の自治体との広域化、浄水場の共同利用といった案が示されてはいるのですが、なかなかそれはそれで改めて浄水場を作らなければならないといった費用のかかる計画を提案されているのが現状です。

実態として考えた場合に、それぞれで近隣の自治体も水源には課題を抱えていると。あり余った水量が自前で供給できているわけではないということも確認していますので。ここは自前というか7年度に水源調査をする富岡の取水の中で日何トン取れるかというところからスタートしていきたいと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ資本的収入の質疑を行います。25 ページをお開きください。25 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 以上で支出及び収入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 私からは2点ほどお願いします。まず1点目、不能欠損と特別損失の関係で対策を続けていきますとおっしゃっていただいているのですが、その後どのような進捗か、整理は行われたかが1点。

あと2点目、未収金未払金の関係で、こちら増額になっているようなのですが、その主な要因と今後どのようにしていられるか、この2点お願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） まず特別損失の整理ですが特別損失の整理というか督促を送ってから5年経過して居所不明であったり、債権回収にかかる費用の方が債務の額よりも上回ってしまうといった場合については不能欠損としているのですが、6年度において不能欠損、追分地区にあった工場の不能欠損190万ぐらいという大きな額の不能欠損があったので、そこについては不能欠損というか190万の滞納額がありましたので不能欠損として処理をさせていただいたところです。現状では滞納額500万程度に、滞納が減ったという言い方ではないのですが、不能欠損は1件しております。

それと未収金と未払金なのですが、未収金は貸借対照表上の中の話でいくと、未収金に関してはあくまでも今で言えば令和8年3月31日までの会計期間の中で整理するものですから、未収金においては水道料金が4月に入ってくるものが未収金に出てきていると。これには当然滞納分も入ってくるのですが、そういった未払金については浄水場を管理している委託会社への支払いが4月、3月実績分を4月に払っていますので、それが4月になる分を

未払になっているので金額的にも人件費や薬品費等で大きくなっていますので、その分が未払金として増えているのだと思います。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 未収金の関係で、滞納分も入ってらっしゃるということで前段でもお話いただいて回収がなかなか難しい部分も含まれているかどうか。今後どのようにやっていかれるのかお願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 未収金については貸借対照表にも会計期間終了の4月以降に入金されるもの、そこも含まれてはいます。今後未収金の回収については去年も同じような答弁をしているかもしれませんが、滞納者との面談を多く実施しながら税とか公営住宅担当者などとの連携、あとは職員による夜間徴収とか分納による債権回収をすることで未収金を少しでもなくすように取り組んでいるところで、実際に面談については職員だけでなく私も立ち会って面談で、その中で分納の計画を立てていく取り組みをしています。

○委員長（米川恵美子君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 討論なしと認め、これから採決します。

本委員会に付託された議案第17号、令和7年度安平町水道事業会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 18 号

○委員長（米川恵美子君） 本委員会に付託された議案第18号、令和 7 年度安平町下水道事業会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 議案説明の前に、本予算書において訂正がありましたので正誤表のとおり提出します。お詫びを申し上げますとともに訂正をお願いします。

それでは議案に入らせていただきます。

第 18 号朗読。

議案第18号

令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について

令和 7 年度安平町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第 2 項の規定により提案するものである。

令和 7 年度 安平町下水道事業会計予算について提案説明を致します。令和 7 年度予算の収入合計は11億2072万3000円で前年度予算対比4378万3000円の増額、率で4.1%の増となります。また、支出合計は11億4606万5000円で前年度予算対比8167万7000円の増額、率で7.7%の増となります。それでは予算書 1 ページ、

令和7年度 安平町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度安平町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積、公共下水道事業182ha、特定環境保全公共下水道149.9ha。

(2)、

○町長(及川秀一郎君) それ143.9ha、間違っている。

○水道課長(佐々木貴之君) 失礼しました。(2) 処理人口、公共下水道事業3243人、特定環境保全公共下水道2374人。(3) 年間総水量、総処理水量、公共下水道事業33万266m³、特定環境保全公共下水道24万1808m³。(4) 建設改良費、公共下水道事業1億1300万円、特定環境保全公共下水道2280万円。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、管渠費18,000千円の財源に充てるため企業債9,000千円、総係費684千円の財源に充てるため企業債600千円を借り入れた。

収入、第1款下水道事業収益6億5249万9000円、各項は記載のとおりです。
支出、第1款下水道事業費用6億5741万1000円、各項は記載のとおりです。
収益的收入及び支出は年度内における事業運営にかかる収入と費用を整理したもので、収入は下水道使用料や一般会計繰入金など、支出は下水道施設の維持管理費や職員人件費等となります。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的收入額が資本的支出額に対して不足する20,430千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,350千円及び減債積立金8,080千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的收入4億6822万4000円、各項は記載のとおりです。支出、第1款資本的支出4億8865万4000円、各項は記載のとおりです。資本的收入及び支出は年度内における資本形成に伴う収支を整理したもので、下水道施設整備に係る工事費やその財源となる企業債の借入等となります。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、早来処理区マンホールポンプ所機械設備工事、期間、令和8年度限度額1300万円。事項、早来処理区外マンホールポンプ所電気設備工事、期間、令和8年度限度額5300万円。この事項欄記載工事は令和7年度から2年間で予定しており早来処理区の2箇所、追分処理区の1箇所のマンホールポンプ所をストックマネジメント支援制度で改築更新するもの。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業、限度額2億3760万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、190,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費、3641万4000円。

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は140,371千円である。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

続いて事項別明細書により説明いたします。25ページをお開きください。

収益的支出、1款水道事業費用は6億5741万1000円で前年度比1450万1000円、2.3%の増額となります。この内訳としまして1項1目管渠費は技術系職員人件費3人分、管路施設の修繕費、下水道台帳データベースシステムに係る経費等の計上となります。6節委託料、測量調査設計及び施設維持補修委託料等により前年度費2938万8000円の増額となります。26ページ2目下水道処理場費は各浄化センターの備品・燃料費・修繕費のほか施設運転維持管理の計上となりますが、前年度処理場の委託料で計上の施設維持補修等を管渠費の委託料への計上が適切であるため科目変更等により前年度比361万2000円の減額となります。26ページから27ページにわたる3目総係費は事務系職員1名分の人件費及び事務経費等を計上。13節委託料では本会計の決算、次年度予算の点検等を公認会計士事務所への支援業務、受益者負担金システム用クライアントパソコンの更新による計上となります。また、15節負担金では、上下水道料金システム利用負担金や水洗化工事に伴う改造補助金の計上となります。4目減価償却費は下水道管路及び処理場等の有形固定資産減価償却費を計上しています。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の償還利息を計上、2目消費税及び地方消費税は消費税還付を見込みとした科目設定としています。3目雑支出及び3項特別損失についても科目設定としています。4目予備費については前年同額の50万円を計上しています。

次に24ページ、収益的収入を説明いたします。

1款下水道事業収益は6億5249万9000円で、前年度比1875万5000円で2.8%の減額となります。この内訳としまして1項1目下水道使用料は下水道使用料金を計上しており、下水道使用水量の増加を見込み57万9000円の増額。2目他会計負担金は早来処理区での雨水管路整備に伴うもので、一般会計からの繰入が認められているものです。3目その他営業収益は排水設備指定店登録に係る手数料及び排水設備工事の申請、検査手数料の計上となります。2項1目国庫補助金は交付金事業における測量調査設計や水洗化支援事業の計上。2目他会計負担金は説明欄記載の職員人件費に係るもの及び起債償還利子の計上となります。3目他会計補助金は下水道事業会計の経営安定化を図るため一般会計からの補助金。4目雑収益は科目設定のため。5目企業債は公営企業会計適用支援業務及び交付金事業における下水道事業債を計上。6目長期前受金戻入は支出の減価償却費に対し充てる戻入分として3億4253万2000円を計上しています。

次に30ページの資本的支出ですが、1款資本的支出は4億8865万4000円で前年度比6717万6000円、15.9%の増額となります。管渠建設費は1節委託料では新設工事や修繕工事に伴う家屋調査や早来地区及び追分地区の宅地造成に係る管渠実施設計等計上、2節工事請負費は安平・早来地区での本管新設

整備工事を2件及び公共ますの設置工事、早来・追分地区本管補修工事を2件、また早来地区のマンホールポンプ所の機器改築更新工事にかかる計上となります。2目処理場建設費 委託料は浄化センター自家発設備等の改築更新に伴う設計委託料の計上となります。2項1目企業償還金は過年度の企業債借入に伴うもの。また、一般会計の財政負担軽減のため借入している起債償還元金の償還となります。

次に29ページ資本的収入を説明いたします。

1款資本的収入は4億6822万4000円で前年度比6253万8000円、15.4%の増額となります。1項1目企業債は起債対象事業費の増額により9660万円の計上。2目資本費平準化債は一般会計の負担軽減のため企業債の元利償還金に充てる財源として1億3140万円を計上しております。2項1目国庫補助金は補助対象事業に対しての交付金、2目他会計補助金は一般会計からの下水道事業に係る不足財源の計上となります。3項1目受益者負担金は早来・安平地区に係るもの。2目受益者分担金は追分地区に係るものとなります。4項1目他会計負担金起債償還元金について一般会計からの繰入が認められているもので1億9732万9000円の計上となります。

以上の結果、資本的収支の差し引きで不足する額は2043万円となり、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1235万円、減債積立金808万円で補填するものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

- 委員長（米川恵美子君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本会計については収益的支出からページごとに質疑を行います。25ページをお開きください。25、26ページで質疑はありませんか。

〔内藤委員挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

- 9番（内藤圭子君） 26ページの委託料、汚泥処理についてですが、前もこれ早来の方は聞いたのですが、処理先とその汚泥がどのように今扱われているかをお聞きしたいと思います。

〔佐々木水道課長挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 水道課長。

- 水道課長（佐々木貴之君） ちょっとお待ちください。

- 委員長（米川恵美子君） 時間取りますか。暫時休憩にしますか。

〔佐々木水道課長挙手〕

○水道課長（佐々木貴之君） すみません。

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 大変申し訳ありません。汚泥の処分先なのですが、苫小牧にありますトマウエーブという民間会社の方に搬出していきまして、その後の用途としては牧場などの緑農地還元という形で処理しているというか、還元している形になっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ 27、28 ページ。質疑ありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9 番（内藤圭子君） 27 ページの負担金なのですが、水洗化改造補助金ということで。これは個人が自分の家を水洗にしたいという時にこれが使えるお金になっているのでしょうか。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 15 節負担金の水洗化と改造補助金の関係でしょうか。あ、改造補助金ですね。そうです供用を開始して 3 年以内の家屋に対して、当年度でしたら便器 1 基につき 5 万円、2 年目ですと便器 1 基につき 3 万円、3 年目ですと便器 1 基につき 1 万円という排水設備に伴う補助金となっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9 番（内藤圭子君） それは管を自分の家までに引くための補助金なのか、水洗工事そのものに関するものなのか。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 今おっしゃっていた水洗工事の補助金となります。本管がありまして取り付け管を入れて公設枡までは町で設置しまして、それより民地側の管とかトイレとかお風呂の水洗化に伴うものが該当になっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ収益支出の質疑を終わり、収益的収入の質疑を行います。24 ページをお開きください。24 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ収益的支出及び収入の質疑を終わり、次に資本的支出の質疑を行います 30 ページをお開きください。30 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ資本的収入の質疑を行います。29 ページをお開きください。29 ページで質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 29 ページの 2 項の資本費平準化債の部分、こちらどのような内容の起債なのか。一般会計繰入金の負担を減らすためとおっしゃっていただいたのですが、措置など含め内容をお知らせください。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 資本費平準化債の内容ですが、通常補助事業の裏で起債って、事業債って借りていますが、この起債を平準化というか

さらに長期に借り入れできるという、返還して単年度の返済費を抑えるために広く長く支払っていくようなシステムとなっています。内容については以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 変な例えかもしれないですが、クレジットで言うとりボ払いの感じなのでしょうか。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） あくまで年数については何年というのは例えとして、30年の部分についてそれを30で割ると金額は現時点の金額があったとしたらそれをさらに伸ばすことによって単年度の金額が抑制できるという。そのの借りがえみたいな形のシステムだということところです。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ次に進みます。以上で支出及び収入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 経営戦略について伺いたいのですが。今こちら策定は委託中なのかどうなのかははっきりわからないのですが、この策定にあたっては業務も厳しいということでそうおっしゃっていたのですが、他の自治体からもやり方を参考にして検討を進めていくとおっしゃっていたのですが、20%料金を上げると厳しくなるのでどうしたらいいか迷ってらっしゃると伺っていたのですが、その後の進捗状況、今現状どうなっているか伺います。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 経営戦略については今議員がおっしゃたとおり作

成中であって3月、まもなく委託業務が完了するのですが、そこで最終的なものは全て計上されてくる形になるのですが。以前、決算委員会の時にご指摘ありました今こういう厳しい状況の社会情勢の反映というところでは、そこを踏まえた形で今後の料金に伴う設定について反映はさせていただいていますが、まだ全て完成しきれていない部分がありまして、今後他市町村の状況も踏まえてですが、具体的に他市町村とは話し合いはしていませんが、その業務今回上がってきた段階で内部検討しまして、今言った他市町村の関係も聞き取りとか話を聞いて状況的なものは確認していきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちら完成された暁には議会にも説明があると思うのですが、その辺町民に対してもご理解がいただける形でしっかりとやっていただけたらと思いますが、どのようにこのスケジュール感として考えていらっしゃるかお願いします。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 料金の値上げの時期ですが。先ほど水道の方でもお話がありましたが水道が7年度にビジョンを作って8年度周知、9年度の値上げに持っていけたらというところで、下水道も1年早く経営戦略、ビジョン的なものはできているのですが、そこを最終的には水道と合わせられるのであれば合わせた形での住民周知、前に議員さんへの説明含めてやっていきたいなと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他に総括的な質疑はありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） この下水道が普及している人数を見ると、まだ2000人弱の方が下水道につながっていないという数字なのですが。昨日の予算のなかでも合併浄化槽の紹介とかありましたが、町としてつながっていない人たちに対して、これって環境の問題もあるのでどのようにこれを広げていくか考えをお聞かせください。

〔佐々木水道課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 区域内における未水洗化の方々に対しての周知だと思うのですが。そこについてはある一定以上の水洗化率は保たれているのかなと思っているのですが、実際に接続されていない方についてはそれぞれ家庭の事情とかその辺も実質的に把握している部分もあります。

今後については一応今年度7年度整備終わればほぼ下流域については工事が終わりますので、その段階で今おっしゃられた、改めた対策とか周知の方法は検討しながらどう伝えていかなければならないのかを検討していきたいと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 討論なしと認めこれから採決します。

本委員会に付託された議案第18号、令和7年度安平町下水道事業会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（米川恵美子君） 以上で本特別委員会に付託された令和7年度安平町一般会計、3事業特別会計、水道及び下水道事業会計予算の審査を全て終了しました。それぞれ審査を行った結果については、本会議において本会計とも原案のとおり可決すべきものと決定したことを報告します。

なお、各会計の審査の過程で各委員から出された意見、要望、提言などについては町執行部においてご検討の上議会へ報告が必要なものについては

適宜報告に説明をお願いします。

委員の皆様並びに町長はじめ職員の皆様のご協力によりまして無事に委員会を終了できましたことを心より感謝申し上げます。これをもって予算審査特別委員会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

なお、議長から本会議を午後2時35分から再開するとの報告を受けていますのでお知らせいたします。

閉会 午後4時13分

会議の経過を記録してその相違ないことを証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 _____

副委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____